

平成29年度就学援助制度

学用品費や給食費などを一部援助

伯耆町は、経済的な理由で就学が困難な、町内の小中学校に在学または就学を予定している児童生徒の保護者に、学用品費や給食費など、就学に必要な費用の一部を援助しています。

平成29年度の就学援助を希望する方は、2月10日（金）までに在学または就学予定の小中学校で申請してください。

対象家庭（条件）

- ・生活保護が停止または廃止になった家庭
- ・児童扶養手当を受けている家庭
- ・国民年金の掛金の減免世帯
- ・町県民税の非課税世帯
- ・その他、経済的に困りの家庭 など

申請方法

在学または就学予定の小中学校で申請してください。

必要なもの

世帯全員の平成28年中の所得が分かる書類（源泉徴収票や確定申告書の控えの写しなど）

申請期限

2月10日（金）

【世帯の所得基準例】

- ① 4人家族／父、母、小学生2人の場合
生活保護基準額（年額）：2,144,208円×1.5＝3,216,312円（※）
- ② 6人家族／父、母、中学生1人、小学生1人、祖父、祖母（2人とも70歳以上）の場合
生活保護基準額（年額）：2,907,960円×1.5＝4,361,940円（※）
- ③ 3人家族／母、中学生1人、小学生1人の場合
生活保護基準額（年額）：2,023,680円×1.5＝3,035,520円（※）

※世帯の所得が（※）以下で、一定の条件に当てはまる場合は就学援助の対象になります。

※世帯構成員の年齢や世帯員の障がいの有無などで、生活保護基準額が変更になることがあります。

問い合わせ先

教育委員会事務局 総務学事室 TEL：0859-62-0927

子どもたちの未来を育む

食事とおやつ 幼児食育教室 参加者募集

生活習慣の基礎をつくる1～2歳頃の基本をおさえ、望ましい生活リズムや食事の摂り方を考える教室です。たくさんのご参加をお待ちしています。

生活習慣の基礎をつくる
幼児期の食事はとても大切！



と き	テーマ	内 容
3月3日（金） 10：00～12：30	食事編 「生活リズムと食事」	講話、調理実習（1～2歳児の食事） ※保護者にも、1～2歳児用の食事を準備します。 必要に応じてお弁当をご準備ください。
3月15日（水） 10：00～12：30	おやつ編 「おやつの役割」	講話、調理実習（手づくりおやつ） ※必要に応じて、お弁当をご準備ください。

ところ 岸本保健福祉センター 栄養指導室

対象者 3歳未満の子どもとその保護者
（妊婦の方、祖父母のみの参加も歓迎）

持ち物 エプロン、三角巾、筆記用具、子ども用のスプーン・フォークなど（持っていない場合は、ティースプーンとフォークを準備します）

その他 ・いずれか1回の参加も可
・当日、託児を行います。ご希望の方は申込みの際にお知らせください。
おもちゃを準備しています。オムツ、飲み物などはご持参ください。

申込期限 2月23日（木）

申込み・問い合わせ先

健康対策課 TEL：0859-68-5536

改正道路交通法 平成29年3月12日施行

高齢運転者への臨時認知機能検査、準中型自動車免許を導入

平成27年6月に公布された道路交通法の一部改正が、3月12日から施行されます。今回の主な改正内容は、

- ① 75才以上の高齢運転者の交通事故防止対策
- ② 準中型自動車免許の新設

の2点です。それぞれのポイントを、以下で詳しくご紹介します。

① 75才以上の高齢運転者の交通事故防止対策

ポイント1

検査結果によって免許更新時の講習時間・内容が変わる

免許更新時、「認知症の恐れあり」（第1分類）になった人は、臨時適性検査を受けるか、主治医などの診断書の提出が必要です。

反対に、「認知機能が低下している恐れなし」（第3分類）になった人は、高齢者講習の時間が短縮されます。

ポイント2

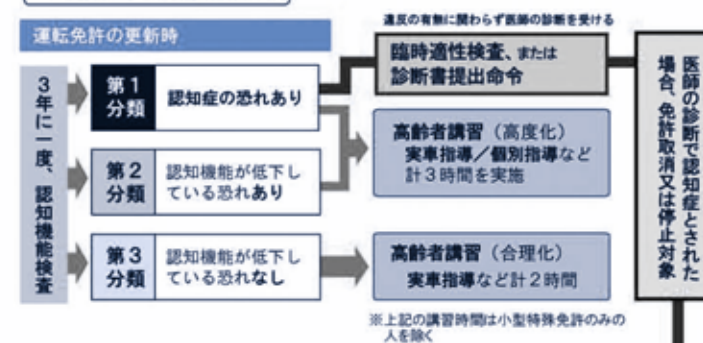
違反者に臨時認知機能検査などを実施

一定の違反をした75歳以上の運転者に対し、「臨時認知機能検査」を実施します。

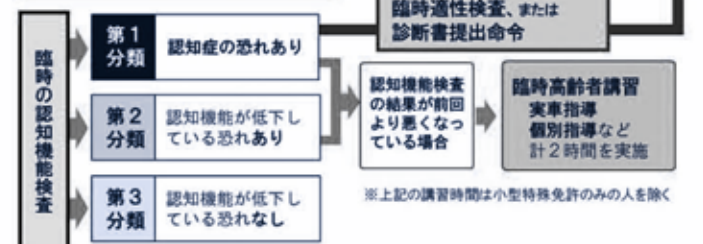
検査結果が「認知症の恐れあり」（第1分類）になった人は、臨時適性検査または主治医などの診断書の提出が必要です。

また、「認知機能が低下している恐れあり」（第2分類）になった人には、臨時高齢者講習を行います。

75歳以上の高齢運転者



一定の違反（18種類）をした場合



（図出典：シンク出版（株）「改正道路交通法が施行されます」
<https://www.think-sp.com/2016/07/15/dokoho-kaisei-sekou-2017-6-17/>）

② 準中型自動車免許の新設

ポイント1

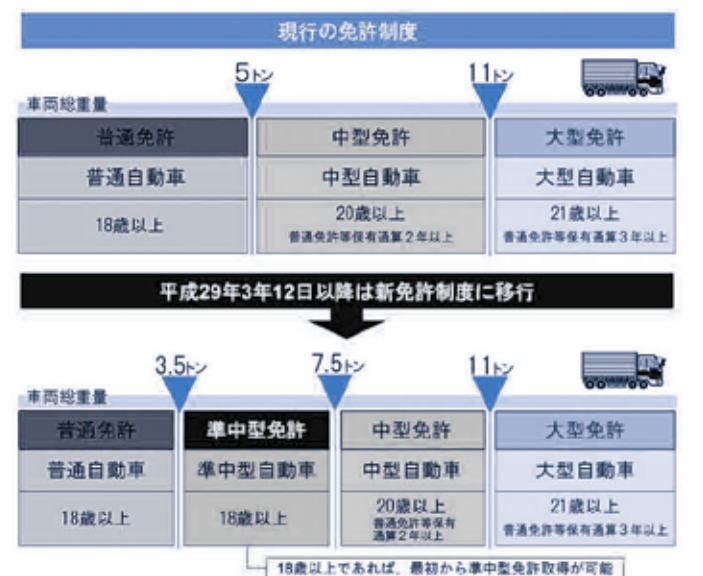
車両総重量3.5トン以上7.5トン未満のトラックを対象とする新区分「準中型免許」を導入

ポイント2

普通免許を持っていないくても、18歳以上であれば取得可能

ポイント3

3月10日（改正法施行日の前日）までに取得した普通免許は、3月12日以降「5トン限定準中型免許」とみなされる



（図出典：前掲）

問い合わせ先

黒坂警察署 企画課 経営企画室
TEL：0859-74-0110
TEL：0859-68-4212

